

## 府下自治体議会基本条例の議会広報に関する条文

熊取町議会基本条例(平20.3.28公布・平20.4.1施行)

(議会広報)第14条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の観点から、常に町民に対して周知を図るために議会広報を発行するものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

大東市議会基本条例(平22.3.26公布・平22.4.1施行)

(議会広報の充実)第21条 議会は、多くの市民が議会および市政への関心を高めることができるよう、市議会ホームページ等を活用するなど、議会の広報活動の充実に努めるものとする。

2 議会は、本会議および委員会の会議を録画し、これをインターネットにより配信するなど、情報技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、議会広報の充実に努めるものとする。

岸和田市議会基本条例(平23.3.23公布・平23.5.1施行)

(市民参加及び市民との連携)第7条 議会は、広報紙、インターネット、ケーブルテレビ等の多様な媒体を用いて、市民に対しその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。

四条畷市議会基本条例(平24.3.22公布・平24.4.1施行)

(議会広報の充実)第18条 議会は、議会及び市政に対する市民の関心を高めるため、なわて議会だより及び市ホームページ等を活用し、議会情報の提供に努めるものとする。

茨木市議会基本条例(平24.9.27公布・平25.1.31施行)

(議会広報の充実)第5条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、分かりやすい周知を行い、より多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう努めるものとする。

堺市議会基本条例(平25.3.19公布・平25.4.1施行)

(第6章 広報及び広聴)第17条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、多様な広報手段を活用し、積極的な広報に努めるものとする。

泉佐野市議会基本条例(平25.3.27公布・平25.4.1施行)

(議会情報の発信)第19条 2 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。

豊能町議会基本条例(平25.6.14公布・平25.7.1施行)

(議会広報の充実)第14条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の観点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会及び町政に関心を持つよう、広報活動に努めるものとする。

交野市議会基本条例(平25.10.8公布・平26.1.1施行)

(議会広報の充実)第22条 議会は、広報紙の発行、インターネット配信等の多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう議会広報活動に努めるものとする。

枚方市議会基本条例(平26.3.27公布・平26.4.1施行)

(議会広報に言及した条文なし)

泉大津市議会基本条例(平26.3.26公布・平26.7.1施行)

(広報広聴機能の充実)第14条 議会は、議会に対する市民の多様な意見を常に把握するとともに、議会だよりやインターネット等の多様な媒体を用いて、又は市民に直接呼びかけを行うなど市民への情報提供に努めるものとする。

能勢町議会基本条例(平26.9.25制定・平27.1.1施行)

(議会広報の充実)第17条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の観点から、常に町民に対して周知するために議会広報を発行するものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

泉南市議会基本条例(平27.3.16公布・平27.4.1施行)

(情報提供)第8条 議会は、次に掲げる事項について議会広報紙又はインターネットを利用した広報手段により情報を発信するほか、インターネット配信による会議の中継を行うことにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう取組みを行うものとします。

- (1) 会議録及び委員会記録の公開
- (2) 議案に対する各議員の賛否の公表
- (3) 議案書その他の会議書類の公開

## 議会基本条例の議会広報に関する先進条文

京丹後市議会基本条例(平19.12.21公布・平20.4.1施行)

(議会広報の充実)第15条 議会は、議会の活動に関する情報、議案等の審議の経過及び結果並びに一般質問等の内容について議会だよりで定期的に市民に公表する等、情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための議会広報活動に努めるものとする。

⇒「京丹後市議会広報発行に関する条例」(平16.6.2制定・平26.12.26改正)

嵐山町議会基本条例(平23.6.10公布・平23.10.16施行)

(情報公開の充実)第7条 議会は、インターネット、広報紙等の多様な媒体を用いて、議会の情報を発信し、説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、別表に規定する情報を常時公開する。ただし、別表に規定のない項目については、嵐山町情報公開条例によるものとする。

(別表：議会だより)基本的記載事項

- ・定例会報告・議会人事、・予算、決算の概要並びに質疑応答及び賛否討論、・議案審議結果及び議員個別の議案賛否、
  - ・一般質問通告書(大項目)、一般質問質疑応答(要旨)、
  - ・委員会報告、一部事務組合議会報告、採択意見書、請願書
- その他議会活動等記載事項

飯綱町議会基本条例(平24.9. 公布・平24.10. 施行)

(情報の公開、町民との共有)第5条 議会は、議会活動に関する情報公開を徹底し、町民と互いの情報を共有する。

2 議会は、町民に対して議決責任、説明責任を果たさなければならない。議案等に対する議員個々の賛否を「議会だより」等で公表するなど、議員の活動状況を町民が的確に評価できる情報を提供する。

4 町民の知る権利を保障するためにも議会の広報活動を充実させ、町民が町行政と議会に関心が持てるよう努める。

西脇市議会基本条例(平24.12.10公布・平25.4.1施行)

(議会だよりの充実)第19条 議会は、議会だよりを毎定例会後に発行するものとする。ただし必要がある場合は、臨時に発行できるものとする。

2 議会だよりには、議案に対する各議員の対応、一般質問及び委員会活動のほか、別に定める事項について掲載するものとする。

3 議会だよりの編集は、議員から選出された委員による議会広報編集特別委員会が行うものとする。

都留市議会基本条例(平25.6.14公布・施行)

(議会広報の充実)第16条 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、市民が議会及び市政への関心を持つよう広報活動に努めるものとする。

2 議会が発行する議会だよりには、次に掲げる内容を記載する。

- (1) 一般質問及び答弁の概要
- (2) 本会議の議案審議及び討議の概要
- (3) 議案に対する賛否及び議決結果
- (4) 委員会審査の経過の概要及び結果
- (5) 請願審議の結果及び可決された意見書
- (6) 特別委員会の活動の概要
- (7) 行政視察の目的及び成果
- (8) 本会議、委員会、全員協議会及び議員研修の出欠席の状況
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市民に広く情報の提供をすべきと認められるもの

## 北摂自治体の議会広報に関する発行規程の目的条文

すいた市議会だより発行規程：本市行政に対する議会の諸般の事項を市民に報道周知し、もって市民の建設的な要望意見を聴取して、これを市政に反映させ、本市自治の高揚を図るため、すいた議会だよりを発行する。

高槻市議会報発行規程：本市行政に対する議会の諸般の事項を市民に周知するため議会報を発行する。

箕面市議会だより発行規程：箕面市議会だよりを発行することにより、本市行政に対する議会の諸般の事項を市民に周知することを目的とする。

せつつ議会だより発行規程：本市行政に対する議会の諸般の事項を市民に周知し、議会から住民へ、住民から議会への通信、意思疎通を円滑にし、本市行政の向上をはかるためせつつ議会だよりを発行する。